

徳島県収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

令和六年一月五日

徳島県収用委員会会長 松尾 泰三

公示送達

徳島県阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎二三一番一の土地の所有者

土地登記記録の登記名義人 岡田 義典

住所不明 ただし、住民票上の最後の住所 香川県綾歌郡綾川町西分一七七〇番地

土地登記記録の登記名義人 （亡）井口正量 法定相続人

亡井口美津子相続財産

土地登記記録の登記名義人 （亡）上原廣美

亡上原廣美相続財産

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき右記の者に送達すべき左記書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その書類の交付を受けてください。

記

令和五年十二月二十一日付け令和五年第二号事件裁決書正本

（注意）右記書類を受領しないときは、令和六年一月二十六日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。